二　市場リスク管理部署は、適切なバック・テスティング及びストレス・テストを定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三　リスク計測モデルの正確性が、市場リスク管理部署により継続的に検証されること。

四　リスク計測モデルが当該モデルの開発から独立し、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、リスク計測モデルの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によってリスク計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は、次に掲げる事項を含まなければならない。

イ　リスク計測モデルの用いる前提が不適切であることによりリスクを過小に評価していないこと。

ロ　第二号に規定するバック・テスティングに加え、特別金融商品取引業者のポートフォリオとリスク計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ　仮想的なポートフォリオを使用した検証により、リスク計測モデルが、ポートフォリオの構造的な特性から生じ得る影響を適切に把握していると評価できること。

五　取締役等（取締役若しくは執行役又は執行役員（取締役又は執行役に準じて社内で責任を負うものをいう。）をいう。第十九条の四第五号において同じ。）が、市場リスクの管理手続に積極的に関与していること。

六　リスク計測モデルが、通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七　リスク計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八　市場リスクの計測過程について、原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

3　第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　バリュー・アット・リスクを算出する場合には、片側九十九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間は十営業日以上とすること。ただし、十営業日を下回る保有期間によって算出したバリュー・アット・リスクについては、適切であると認められる方法により換算した数値をもって、保有期間を十営業日として算出した数値とみなすことができる。

二　バリュー・アット・リスクの算出に用いるヒストリカル・データの観測期間は一年以上であること。

三　ヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さにその掛目を乗じて得たものの平均が、六月以上であること。ただし、より保守的なバリュー・アット・リスクが算出される場合は、この限りでない。

四　ヒストリカル・データが一月に一回以上更新されていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われなければならない。

五　マーケット・リスク・ファクター（市場リスク相当額の算出の対象となる取引の価格に影響を及ぼす金利その他の原因の区分をいう。以下この号及び次号において同じ。）については、金利、株式、外国為替及びコモディティに関するものを設定すること。そのうち、金利については、六以上のマーケット・リスク・ファクターを設定すること。

六　マーケット・リスク・ファクターの設定に当たって、全てのプライシング・ファクター（金融商品の価格に影響を及ぼす金利その他の原因の区分をいう。以下この号において同じ。）を用いていること。ただし、プライシング・ファクターのうち、一部又は全部を用いないことにつき正当な理由がある場合には、この限りでない。

七　オプション取引のリスクについては、リスク・カテゴリーごとに正確に把握すること。

八　金利、株式、外国為替及びコモディティの各リスク・カテゴリー間において、ヒストリカル・データから計測される相関関係に基づいてポジション同士を相殺する場合には、これを合理的に説明した事項を記載した書類を作成し、保存すること。

九　ストレス・バリュー・アット・リスクを算出する場合には、当該ヒストリカル・データの選出及び定期的な見直しの基準が適切であると認められること。

第十七条の次に次の一条を加える。

（個別リスク及び追加的リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準）

第十七条の二　特別金融商品取引業者は、一般市場リスクの算出について内部管理モデル方式を用いる場合に限り、個別リスクの算出について内部管理モデル方式を用いることができる。

2　特別金融商品取引業者は、債券等に係る個別リスクを内部管理モデル方式を用いて計測する場合には、当該債券等に係る追加的リスクを内部管理モデル方式を用いて計測し、市場リスク相当額の合計額に加えなければならない。この場合において、特別金融商品取引業者は、上場株式及びこれの派生商品取引の追加的リスクを内部管理モデル方式を用いて計測し、市場リスク相当額の合計額に加えることができる。

3　金融庁長官は、個別リスク及び追加的リスクの算出についても第十四条第一項の承認をしようとするときは、前条第二項に規定する定性的基準及び同条第三項に規定する定量的基準のほか、個別リスクに係るリスク計測モデル（以下この項及び次項において「個別リスク計測モデル」という。）について次項に規定する基準に適合するかどうかを審査するとともに、前項の規定に基づいて追加的リスクを内部管理モデルを用いて計測する場合には、追加的リスクに係るリスク計測モデル（以下「追加的リスク計測モデル」という。）について第五項に規定する基準に適合するかどうかについても審査しなければならない。ただし、個別リスクの算出のために特別金融商品取引業者が入手可能なヒストリカル・データが不十分である場合又はポジション若しくはポートフォリオの実際のボラティリティを反映していない場合であって、代理変数によってこれを補完することが十分に保守的であることを特別金融商品取引業者が示すことができるときは、前条第三項の規定にかかわらず、個別リスク計測モデルの使用を認めることができるものとし、ヒストリカル・データを代理変数によって補完することによる影響は、同条第二項第四号ハに規定する影響に該当するものとする。

4　個別リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。

一　ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。

二　リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化が市場リスク全体に与える影響を把握していること。

三　市場環境の悪化が市場リスク全体に与える影響を把握していること。

四　同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえないポジションの有するリスク（次項第七号及び第十八条の八第五項第一号ヘにおいて「ベーシス・リスク」という。）を把握していること。

五　イベント・リスク（個別リスクのうち、例外的な事態が生じた場合に発生し得る危険（追加的リスクを除く。）をいう。）を正確に把握していること。

六　バック・テスティングの結果から、個別リスクを正確に把握していることを説明できること。

七　流動性の劣るポジション又は価格の透明性が限られているポジションから発生し得るリスクを、現実的な市場シナリオのもとで保守的に把握していること。

5　追加的リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。

一　計測対象ポジションの流動性、集中度、ヘッジ状況及びオプション性に関する特性に応じて調整のうえ、第二十二条において準用する川上連結告示第四章に規定する基準を適切に充足していること。この場合において、特別金融商品取引業者の管理の状況に応じ、ポートフォリオのリスクが一定の水準にあるとの前提を置くことができる。

二　追加的リスクを算出する場合には、片側九十九・九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間は一年以上とすること。ただし、保有期間に流動性ホライズン（保有するポジションの市場価値に影響を与えることなく、当該ポジションを全て入れ替えるために必要な期間（三月以上に限る。）をいう。第八号及び第九号において同じ。）を用いて算出した追加的リスクを基礎として一年以上の保有期間を用いて算出した追加的リスクに換算することが適切であると認められる場合は、この限りでない。